

令和 3 (2021) 年度 国立市行政経営方針

令和 2 (2020) 年 8 月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
-----------------	---

第 2 現状と課題	1
-----------	---

■新型コロナウイルス感染症の状況

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況
- (2) 東京都における状況等
- (3) 国立市における状況等

■経済状況等

- (1) 日本の経済状況
- (2) 政府動向
- (3) 国立市の経済状況

■国立市行政経営を取り巻く環境

- (1) 人口動態
- (2) 市民生活等
- (3) 行政経営上の課題

第 3 財政状況（令和元（2019）年度決算の概況）	7
----------------------------	---

■決算の概況

第 4 令和 3（2021）年度重点施策の考え方	8
--------------------------	---

■新型コロナウイルス感染症への対応

■行政評価に基づく施策の分類

■令和 3（2021）年度行政経営方針のイメージ

第 5 令和 3（2021）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性	1 1
-----------------------------------	-----

■各施策の方向性

- (1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）
- (2) 成果の向上を目指す施策
- (3) 現在の成果水準を維持すべき施策
- (4) 市政の推進を支える施策

【参考資料】

図 1 決算額の推移（一般会計）

図 2 経常収支比率の推移

図 3 地方債残高の推移

図 4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価システムの PDCA サイクルを確立し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示し、成果の向上を図ろうとするものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、施策の優先順位を示すとともに、令和3（2021）年度予算編成方針及び令和3～6（2021～2024）年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第2 現状と課題

■新型コロナウイルス感染症の状況

（1）日本国内の状況

新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染が拡大しているが、日本国内においても令和2（2020）年1月に感染者が初めて確認された。その後、徐々に感染者数が増加し、3月には全国の小中学校及び高校が一斉に臨時休業となり、4月7日には7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が発出された。緊急事態宣言の発令期間中は、不要不急の外出自粛が要請され、飲食店をはじめとする多くの店舗が休業を余儀なくされたほか、企業では在宅勤務による出勤抑制が行われた。こうした対策により新規感染者数が減少したことに伴い、5月25日にはすべての地域で宣言が解除され、「新しい生活様式」とともに経済活動が段階的に再開された。6月末には東京都を中心に100名を超える新規感染者が確認されるようになり、再び感染拡大の局面を迎えることとなった。7月22日には1日の新規感染者数が795名となり、それまでの最大数を更新した。これ以降さらに感染者数は増加を続け、1日の新規感染者数が1,600名を超える日も発生したほか、地域的にも東京都中心から全国へ感染が拡大し、年代的には若年層中心から中高年層へも感染が拡大する傾向となっている。

（2）東京都における状況

東京都では、2月に感染者が発生し、3月末から感染者が増加した。政府による緊急事態宣言が発出されると新規感染者数は減少傾向となり、5月後半には1日の新規感染者数が一桁となるなど、一時的に小康状態となった。6月に入ると、経済活動等

を段階的に再開したことに伴い、新規感染者数は再び増加に転じ、7月に入るとPCR検査数の拡充とともに大幅な増加を示すようになった。7月9日には新たに224人の感染者が確認され、緊急事態宣言中の1日の最大新規感染者数を超えた。これ以降、連日のように過去最多の人数を記録し、8月1日には新たに472人の感染が確認された。いわゆる夜の街から感染が再拡大を始め、家庭内や職場内など多くの感染経路が確認されるようになっている。

(3) 国立市における状況

国立市では、4月に初めて感染者が確認されて以降、4月6人、5月1人、6月1人と累計でも一桁台での感染者数で推移していた。しかしながら、東京都内での感染が再度拡大している7月以降は、国立市の感染者数も増加し、8月23日現在、累計で25名の感染者が確認されているが、市内でのクラスターをはじめとする感染は確認されていない。

■経済状況等

(1) 日本の経済状況

我が国の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」と基調判断されている（月例経済報告 令和2年7月 内閣府）。その理由としては、個人消費が持ち直しているほか、生産は、総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。また、企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の動きがみられることなどが挙げられているところである。

なお、8月17日に内閣府が発表した令和2（2020）年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除く実質で前期比7.8%減、年率では27.8%減であった。減少幅はリーマン・ショック後の年率17.8%減を大きく上回り、戦後最悪の落ち込みとなっている。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2020年7月）」によれば、基本的見解《概要》として「日本経済の先行きを展望すると、経済活動が再開していくもとで、本年後半から徐々に改善していくとみられるが、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が残るなかで、そのペースは緩やかなものにとどまると考えられる。その後、世界的に感染症の影響が収束すれば、海外経済が着実な成長経路に復していくもとで、わが国経済はさらに改善を続けると予想される」としている。しかしながら、「こうした先行きの見通しについては、感染症の帰趨やそれが内外経済に与える影響の大きさによって変わり得るため、不透明感がきわめて強い。また、上記の見通しは、大規模な感染症の第2波が生じないことに加えて、感染症の影響が収束するまでの間、企業や家計の中長期的な成長期待が大きく低下しないことや、金融システムの安定性が維持さ

れるもとで金融仲介機能が円滑に発揮されることなどを前提としているが、そうした前提には大きな不確実性がある」と付記されている。

(2) 政府動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」を令和 2（2020）年 7 月に閣議決定している。当面の財政運営と令和 3（2021）年度予算に向けた考え方としては、「当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する」と示されたところである。

ポストコロナ時代の新しい未来としては、「個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会」「誰ひとり取り残されことなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会」「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」の 3 つが実現した社会を目指すとしている。

「新たな日常」の実現に向けては、「今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず、社会変革の契機と捉え、少子高齢化や付加価値生産性の低さ、東京一極集中などの積年の課題を解決するとともに、通常であれば 10 年掛かる変革を、将来を先取りする形で一気に進め」としている。具体的には、「「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 ～デジタルニューディール～」」「新たな日常」が実現される地方創生 ～多核連携型の国づくり、地域の活性化～」」「人・イノベーションへの投資の強化」「新たな日常」を支える生産性向上 ～社会変革の推進力となる人材の育成、無形資産への投資を強力に推進～」」「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現 ～国民が誰も取り残されない包摂的な社会の実現～」」「新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 ～国際秩序が大きく変化する中で戦略的に不可欠な存在へ～」の 5 つの施策項目が示されている。

(3) 国立市の経済状況等

国立市内においても新型コロナウイルス感染症による外出自粛や休業要請は、事業者の経営状況に影響を与えている。売上高が前年同月比で 20%以上減少している中小事業者に対して実施されるセーフティネット保証 4 号は、国立市でも 3 月から 7 月までの累計で 286 件の認定を行っており、市内事業者においても売上高が減少していることが見てとれる。

多摩地域全体へと目を転じれば、多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい No. 93 2020 年 8 月号」（季刊）によると、総評として「多摩地域の景気は、非常に悪化した状況にある」とされている。多摩信用金庫が実施したアンケート調査

によると「4～6 月期の売上高について、75%の企業が前年同月比 10%以上の減少を経験しており、売上高が半分以下に落ち込んだ企業も 28%存在することがわかった。また、新型コロナウイルスが収束した後については、49%の企業がこれまでとは経営環境が変化すると認識しており、新型コロナウイルスの出現をきっかけに時代が転換していくという認識が広まっていることが示唆される。今後は、新たな付加価値の探索活動が活発化し、各企業における事業の転換がより一層進むものと考えられる」と分析されている。新型コロナウイルス感染症の影響により、また、6 月期の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断については、前期より 56 ポイントの大幅減となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となっている。

■国立市行政経営を取り巻く現状

(1) 人口動態

令和 2 (2020) 年 8 月 1 日現在の本市の人口は 76,508 人 (前年同月比+254 人) であり、依然として微増傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計)」においても、当市の人口は 2030 年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2045 年において対 2015 年比 98.5%という総人口指数が示されている。また、令和元 (2019) 年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく独自推計では、令和 2 (2020) 年から令和 7 (2025) 年頃がピークとなり、その後ゆるやかに減少すると推計されている。

どちらの推計においても、人口構成の面では少子高齢化の波を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増える見込まれている。

これらは、東京一極集中の流れを汲んでいるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務やテレワークが急速に拡大していくことが予想される状況を踏まえると、これまでの都心回帰の流れが変化した場合、良好な住環境が形成されている国立市においては、人口増加の契機となり得るものと考えられる。

(2) 市民生活等

国立市の納税義務者数は年々増加しており、令和 2 (2020) 年 7 月 1 日現在で 40,366 人であり、過去最多であった対前年同日比+342 人と毎年度増加を続けている状況である。これは、定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測される。一方、ふるさと納税による税控除は拡大を続けており、令和元 (2019) 年度の個人市民税は対前年度に比べ約 3,700 万円減の 70 億 700 万円となった。

完全失業者率は、令和 2 (2020) 年 6 月現在、全国で 2.8%と前年同月比で 0.5 ポイントの増加となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による今後の経済の動向によっては大幅に悪化することも考えられる。また、厚生労働省が発表した「毎月

勤労統計調査 令和2年6月分結果速報」によると、現金給与総額は、443,875円で前年同月比1.7%の減となっており、国立市の市税収入の柱である個人住民税へ影響を与えることが予測される。

第12回国立市市民意識調査（令和2（2020）年3月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は80.1%であり、高い水準を維持している。

子育て環境については、18歳以下の子どもがいる市民を対象にした「子育てのしやすい環境が整っていると思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は59.6%で、前年度から変化はない。保育園待機児童数(旧定義)は令和2（2020）年4月1日現在で75人であり、前年同日（98人）より23人減少した。新定義では27人であり、前年同日（46人）より19人減少している。

(3) 行政経営上の課題

令和元（2019）年度は決算における経常収支比率は100.2と前年度に比べ4ポイント増加し、100を超えることとなった。分子（経常経費充当一般財源）についてはこの先も扶助費の伸びが想定されるほか、令和2（2020）年度から新たに導入された会計年度任用職員制度の影響による人件費の増など、さらなる増加が見込まれる。一方、分母（経常一般財源）については、市税収入の減少など、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化してくることも予想され、今後も経常収支比率の劇的な改善は困難な状況と言わざるを得ない。よって、さらに財政の硬直化が進むことも考えられるため、経常事業のスクラップアンドビルドやより踏み込んだ財政改革の検討が必要となってくる。

人件費については、人事院勧告に伴う給与改定の増、時間外勤務手当の増、嘱託員増などによる委員等報酬の増があったものの、退職者数の減による退職手当の減により、約9,200万円、△2.0%の微減となった。しかしながら、令和2（2020）年度には会計年度任用職員制度が導入され、期末手当の支給に伴う人件費の増加があるほか、令和3（2021）年度には会計年度任用職員に対する期末手当の在職期間割合が通年での支給率となることに伴い、さらなる人件費増が見込まれる。一方、矢川保育園が令和3（2021）年4月に民営化されることに伴い、矢川保育園を運営するくにたち子ども夢・未来事業団へ市職員が派遣されることで人件費は大きく減少する見込みである。しかしながら、派遣職員の給与支払いのために同事業団に対して補填する必要があることから、民営化による財政上の効果が表れるまでには数年程度かかるものと想定される。このことから、引き続き「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に則り、時間外勤務時間数減の取り組みを更に強化するとともに、職員定数減を推進するとともに、会計年度任用職員の新規採用も原則的に行わないことが求められる。

また、平成29（2017）年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、公共建築物

の延床面積を 50 年間で 19.3%縮減するとともに、管理運営費を 3%縮減することを目標として掲げている。施設に係る経常的な経費の削減を進めるとともに、施設の統廃合により生じる公共用地の売却や賃貸借など資産の有効活用を通じて、財政負担を軽減することも求められている。

さらに、国が推進する行政のデジタル化や押印・対面規制の廃止などへの対応が求められるほか、多様な働き方の確保や業務の効率化、新型コロナウイルス感染症が市役所内にて発生した際のリスクヘッジとしてテレワーク環境を整備することなどを含め、令和 2（2020）年 4 月に計画決定した「国立市行財政改革プラン 2027」を推進する必要がある。

第3 財政状況（令和元（2019）年度決算の概況）

■決算の概況

国立市の令和元（2019）年度決算額（普通会計）は、扶助費などの経常的な経費の増加があった一方、前年度に実施した大規模な用地買収が完了したことなどから、歳入 306 億 5 千 2 百万円、歳出 302 億 8 千 5 百万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模となった平成 30（2018）年度から減少した。

基金は、積立額が 6 億 3 千 6 百万円だったのに対し、取崩額が 8 億 3 千万円だったことから、基金残高は前年度に比べ 1 億 9 千 5 百万円減の 57 億 8 百万円となった。また、地方債は、元金償還額が 14 億 8 千 2 百万円だったのに対し、新規借入額が 9 億 6 千 3 百万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ 5 億 7 千 7 百万円減の 130 億 8 千 2 百万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は 100.2%と、前年度の 96.2%に比べ 4.0 ポイント悪化した。増加の要因は、分母（経常一般財源）が地方特例交付金の増等により 6 千万円の増だったのに対し、分子（経常的な経費充当一般財源）が扶助費の伸び等により 6 億 8 千 8 百万円の増となったことによる。

その他、令和元（2019）年度決算の特徴としては、昨年度を上回る財政調整基金の取崩しをおこなったことや、平成 29（2017）年度以来の普通交付税の不交付団体となったことが挙げられる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、令和元（2019）年度決算では高額納税法人の法人税割が増となったことによる法人市民税の増、生産緑地の宅地化等による固定資産税の増があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の経済活動の落ち込みにより、個人市民税等の大幅な減少が予測される状況にある。一方、歳出については、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定されている。また、待機児童対策として認可保育園を新設したことに伴う扶助費の増、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増により、経常経費が大幅に増加する見込みとなっている。更に、第二小学校、給食センターの建替えや（仮称）矢川プラスの新設などの大規模事業も控えており、加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化した場合、その対策経費の増も見込まれるため一層厳しい財政運営が予想される。持続可能な行政運営のため、また国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、事業実施に際しては、経済動向等を注視したうえでその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

第4 令和3（2021）年度重点施策の考え方

■新型コロナウイルス感染症への対応

いまだ収束の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応しつつも、行政運営を継続するために必要な措置又は事業は、次に示す行政評価に基づく施策の分類にかかわらず最優先で実施する。

その際、新たな経費を必要とするものについては、国や都の動向を注視し、財源について最大限獲得できるよう努力したうえで実施していく。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動が低迷しており、わが国全体として国税及び地方税収も大幅な減少が見込まれる状況にあつて、個人市民税を中心とする市税収入の減少は必至である。そのため、一層厳しい財政運営を求められる中において、令和3（2021）年度予算を編成するに当たり、必要性和有効性を十分見極めて優先的に実施する施策を精査することが求められる。

■行政評価に基づく施策の分類

令和3（2021）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの3つの区分に分類した。また、内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向
上させるため、厳しい財政状況において施策内の事務事業を見直す前提で、コス
トの増加を抑えつつ他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野
の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコ

ストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一定の水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その基礎となる財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の主に内部管理を行う分野の施策

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち

「まちづくりの目標」
の実現

(1)重点施策（優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策）

次世代の育成

- ③安心して産み育てられる子育て支援
- ⑤学校教育の充実

安心・安全の確保

- ⑬防災体制の充実

国立ブランドの向上

- ⑲魅力あるまちづくりの推進
- ⑳商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2)成果の向上を目指す施策

- ①人権・平和まちづくりの推進
- ④すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- ⑥文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- ⑧スポーツの振興
- ⑨健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- ⑩高齢期の充実した生活への支援
- ⑫支え合いの地域づくりと自立支援
- ⑰環境の保全
- ⑳交通環境の整備
- ㉑地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ㉒農業振興と農地保全の推進

(3)現在の成果を維持すべき施策

- ②女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- ⑦生涯学習の環境づくり
- ⑪しょうがいしゃの支援
- ⑭防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- ⑮地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- ⑰花と緑と水のある環境づくり
- ⑱ごみの減量と適正処理
- ⑲道路の整備と適正管理
- ㉓下水道の整備・維持・更新

(4)市政の推進を支える施策（持続可能なまち）

- ㉔変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- ㉕情報の積極的な発信と共有・保護
- ㉖将来にわたって持続可能な財政運営
- ㉗公共施設マネジメントの推進

第5 令和3（2021）年度の各施策の方向性

■各施策の方向性

新型コロナウイルス感染症対策

施策の方向性にかかわらず、状況に応じ新型コロナウイルス感染症対策として行政運営上必要な措置・事業を実施する。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

- 3. 安心して産み育てられる子育て支援
- 5. 学校教育の充実
- 13. 防災体制の充実
- 21. 魅力あるまちづくりの推進
- 24. 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2) 成果の向上を目指す施策

- 1. 人権・平和のまちづくりの推進
- 4. すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- 6. 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 8. スポーツの振興
- 9. 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 10. 高齢期の充実した生活への支援
- 12. 支え合いの地域づくりと自立支援
- 17. 環境の保全
- 20. 交通環境の整備
- 22. 地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 25. 農業振興と農地保全の推進

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

- 2. 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- 7. 生涯学習の環境づくり
- 11. しょうがいしゃの支援
- 14. 防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- 15. 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- 16. 花と緑と水のある環境づくり
- 18. ごみの減量と適正処理
- 19. 道路の整備と適正管理
- 23. 下水道の整備・維持・更新

(4) 市政の推進を支える施策

- 26. 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 27. 情報の積極的な発信と共有・保護
- 28. 将来にわたって持続可能な財政運営
- 29. 公共施設マネジメントの推進

次 世 代 の 育 成

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。また、幼児教育推進プロジェクトや社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の設立による幼児期の非認知能力向上を通じた子どもの生きる力を伸ばす取組に着手している。さらに、学校教育においては学力向上、体力向上をはじめとする取組を効果的に推進している。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

＜基本施策3 安心して産み育てられる子育て支援＞

- 平成 31（2019）年 4 月には新たな認可保育所 1 園を開設するとともに、認証保育所の認可化を行った。令和元（2019）年 8 月には新たな認可保育所をさらに 1 園開設し、令和 2（2020）年 4 月に幼稚園類似施設を認定こども園化するなど、これまで施設整備を行ってきた結果、待機児童数は大幅に減少してきている。今後とも出生数や保育ニーズの動向を注視しつつ待機児童解消に向けた取組を進める。
- 医療的ケア児について、子育て世代包括支援センター事業として、子ども総合相談窓口「くにサポ」が中心となり、医療・福祉・教育と連携しながら、乳幼児期から子育て期にわたり、ライフステージに沿った切れ目の無い支援を展開する。
- 令和元（2019）年 9 月には、保育・幼児教育環境を向上させるための調査・研究・実践を通じて、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立した。同事業団がその設立の目的を達成できるよう運営支援を行うとともに、実践の場にも位置付けられる矢川保育園の運営を令和 3（2021）年 4 月から同事業団へ移管し、新園舎での保育を行う。
- 平成 30（2018）年度には、乳幼児期から「非認知能力」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばすため、幼児教育推進プロジェクトを開始した。今後は、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携・協力しながらプロジェクトの拡充を目指す。
- 平成 29（2017）年 7 月に開設した子ども総合相談窓口「くにサポ」を中心に、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」事業を実施するとともに、令和 4（2022）年度の（仮称）矢川プラス開設に合わせて、子ども家庭

支援センターの虐待対応機能を本庁に移すことによって、機能強化を図るための具体的な検討を進める。

○令和元（2019）年度には「子ども総合計画」のアクションプランとして位置付けられている第2期「子ども・子育て支援事業計画」を策定したが、引き続き「子ども総合計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の達成に向けて事業を展開する。

○令和2（2020）年10月には市内に児童発達支援センターが整備される予定であることから、現在市で行っている児童発達支援事業の役割と機能について見直しを行い、くにたち子どもの夢・未来事業団を中心に取り組んでいる幼児教育に統合した児童発達支援との連携も視野に入れながら、通所事業等を整理・統合する。

<基本施策5 学校教育の充実>

○国立市立小・中学校の学力向上、体力向上をはじめとする取組による成果は、近隣他市と比較しても高水準を維持している。引き続き ICT 環境の整備等を進め、学力向上、体力向上の取組を推進する。

○新型コロナウイルス感染症の影響による GIGA スクール構想の前倒しを受け、令和2（2020）年度に児童・生徒一人あたり1台のタブレットPCを配備し、授業支援及び学習支援を行うソフトウェア等を活用した個別に最適化された教育などの次世代の学校教育を実施する。

○しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒もできる限り同じ場で共に学び、成長できる学校教育を目指し、個に応じた支援のための環境整備に努めており、令和2（2020）年度には医療的ケア児の副籍交流を開始した。引き続き、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、多様化する合理的配慮のニーズに対応するための支援体制を構築する。

○第二小学校は、令和4（2022）年度末までに建替え工事に着手することとしているため、令和2（2020）年度に基本設計を完了させ、令和3（2021）年度中に実施設計を完了させる。

○また、同様に建物としての使用年限が近づいている第一中学校の特別教室棟については、機能移転やそれに伴う普通教室棟の機能向上のため、令和3（2021）年度に改修工事を実施し、第五小学校については、建て替えのためのマスタープラン作成に向けた建替えの取組を進める。

○学習環境を向上させるため、引き続き非構造部材耐震化対策等工事、屋内運動場の空調設備設置工事などの施設整備を進める。

○安心・安全な給食の提供を継続しながら、給食センター建替えに向け、令和3（2021）年度にPFI事業として契約を行い、事業進捗のモニタリング等の取組を進める。

安 心 ・ 安 全 の 確 保

震災や豪雨災害、異常気象による酷暑など自然災害が市民生活に影響を与えるリスクが高まっている。市民が心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取るための土台というべき「安心・安全」の確保に向けて、地震や災害への対策を充実するため、次の施策を推進する。

また、既に高水準にある治安の良さは引き続きその水準を維持するように取り組むとともに、団塊世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年以降は医療・介護の需要がさらに高まることが予想されることから、先進的に取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を推進する。

＜基本施策 13 防災体制の充実＞

- 国立市では、多摩直下地震や多摩川の浸水危険など災害の発生リスクを抱えている。その中でも特に大きな被害をもたらすと想定される地震災害に対し、あらかじめ被害を発生させない又は被害を低減させるべく、国立市の被害特性を考慮した効果的な減災対策を行うため、平成 29（2017）年度に令和 4（2022）年度までを計画期間とする「減災対策推進アクションプラン」を策定した。
- 平成 27（2015）年 11 月に修正した「国立市総合防災計画」のうち、減災計画は令和 2（2020）年度までを計画期間としている。上記「減災対策推進アクションプラン」に基づいて実施している各種事業の中間評価を含め、令和 3（2021）年度以降に進めるべき減災対策を中心に、近年各地で豪雨災害が頻発していることを踏まえ、主に風水害編などについて「国立市総合防災計画」の修正を行うとともに、内水ハザードマップを追加した防災情報ブックを作成する。
- 「減災対策推進アクションプラン」に基づき、既に実施している感震ブレーカー設置促進事業、老朽化ブロック塀撤去助成事業、地域配備消火器増設事業、家具転倒防止器具設置促進事業、防災教育推進事業、家庭用消火器配備促進事業のほか、スタンドパイプ配備強化事業等を実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、流通の機能停止等により物資が不足する事態が想定される。これに対応するため、国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の確保を進める。
- 国立市耐震改修促進計画及び国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基に、木造住宅等の耐震化促進を図っている。国立市耐震改修促進計画は計画期間が令和 2（2020）年度までとなっており、これ以降の取組を含め、次期計画の策定を行う。

- 平成 30（2018）年度に避難行動要支援者名簿システムを導入したが、個別支援計画の作成を含めた実効的な避難支援体制の構築を早急に進める必要がある。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生する。こうした被災者に対しては、避難所や医療の提供、医薬品の確保等、多くの課題が存在する。これらの課題に対応するため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害時における避難所運営においても感染防止策を講じる必要があることから、その運営方法について検討を行う。

国 立 ブ ラ ン ド の 向 上

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

また、再築工事が完了した旧国立駅舎や旧本田家住宅等の貴重な文化財を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民生活を豊かにし、都市を彩る文化・芸術分野の施策を推進する。

＜基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進＞

- 国立駅周辺整備事業では、くにたち駅前市民プラザのオープン、国立駅北口駅前広場の整備が完了し、令和 2（2020）年 4 月には旧国立駅舎が開業した。旧国立駅舎は、その運用について市民や関係者等の意見を聴きながら、にぎわいの交流の拠点、まちの魅力を集約し発信する拠点として活用する。
- 国立駅周辺道路の整備については、北第 1 号線の改良工事に着手し、都市計画道路 3・4・10 号線（南工区）が令和 2（2020）年度完成予定となっているが、引き続き国立駅南口駅前広場、東第 1 号線及び西第 1 号線の整備に取り組む。
- 富士見台地域を少子高齢社会に対応した、だれもが住みやすい理想的な住空間とし、老いても若くても安心して暮らせる地域とするため、地域住民やUR都市機構と協力しながら平成 29（2017）年度に富士見台地域まちづくりビジョンを策定した。その中でも、特に「公共施設の再編、シビックセンターの整備」「大規模団地の再生計画の進捗と共に取り組むまちづくりの推進」を進めるため、令和 2（2020）年度に富士見台地域重点まちづくり構想としてまとめ、令和 3（2021）年度からは、同構想を基に公共施設再編等の事業調整を行う。
- 都営矢川北アパートの建替えにより生じる空地を活用するため、令和元（2019）年 5 月に（仮）矢川プラス兼矢川複合公共施設基本計画を策定し、地域住民の意見を取り入れながら基本設計に着手した。令和 4（2022）年度の開設に向け、令和 2（2020）年度に施設の建設に向けて基本設計に基づき実施設計を行い、令和 3（2021）年度には建設工事に着手するとともに管理運営面の検討を進める。
- 平成 26（2014）年 8 月に策定し、平成 30（2018）年度に中間見直しを行った「国立市南部地域整備基本計画」に掲げる南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」の実現に向け、施策を推進する。

- 「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員 4 メートル未満の狭あい道路整備のための新たな制度を活用して、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。
- 町名地番整理事業を引き続き計画的に進め、また東京都による都営矢川北アパートの建替事業を促進し、「適正な土地利用の推進」を図る。
- 地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして「魅力あるまちづくりの推進」を目指す。
- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進のため、踏切解消による安心安全な道路環境の整備を行う JR 南武線連続立体交差事業について、事業主体である東京都が平成 30（2018）年 4 月に国より新規着工準備採択を受け、現在、都において鉄道立体化の構造形式や施工方法、交差する都市計画道路の構造等の検討を進めている。これに合わせ、市では都市計画道路 3・4・14 号線の整備を推進するとともに、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれる矢川上公園拡充整備並びに矢川駅周辺まちづくりに取り組む。

＜基本施策 25 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化＞

- 再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、平成 30（2018）年度から開始した商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。
- 伴走型の中小企業支援として、売上向上に向けたコンサルティングをワンストップで行う、全国で導入が進むビズモデルのノウハウによる国立版ビズセンター開設に向け、令和 2（2020）年にセンター長の公募をはじめとした準備・設立を行い、令和 3（2021）年度から本格的に運営を開始する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた市内中小事業者の支援を行うとともに、まちの賑わいを取り戻すため令和 2（2020）年度は中止とした各種イベントの再開に向けた方策の検討を行う。
- 令和 2（2020）年度に設置予定の（仮称）国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコミッション事業を通じ、市内外からの興味、関心を集め、実際に市を訪れる人数の増加を図る。
- 都市間交流を推進している北秋田市及びイタリア共和国ルッカ市との間で、それぞれの地域の民間事業者による取組を活発化させることを目指し、関係者と協議、検討を行う。

(2) 成果の向上を目指す施策

<基本施策1 人権・平和のまちづくりの推進>

- 平成 31（2019）年 4 月に施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」における基本方針の策定を目指す。
- 総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権オンブズマンでは子どもが相談しやすい体制づくりを検討する。
- 「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会を提供する。

<基本施策4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援>

- 「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、子どもの権利に関する調査研究を進めるとともに、（仮称）子ども基本条例の制定を目指す。
- ひきこもり等の課題を抱える若者への対応や子どもの貧困対策について、平成 30（2018）年度に設置した「子ども・若者支援連携会議」において具体的な支援を検討するとともに、地域支援者や支援団体との緩やかな連携の構築を目指している。引き続き、課題への支援及び予防の観点から対応策を検討するとともに情報共有や講演会の開催等により地域ネットワークを強化する。
- 矢川公共用地（都有地）に建設予定の複合公共施設（仮称）矢川プラスには児童館を整備することが計画されている。この新児童館の整備に併せて、市内における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方についての方向性を検証する。
- 子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。

<基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

- 寄贈を受けた旧本田家住宅の貴重な文化財については、保存活用計画を策定し、応急補強工事を実施している。令和 2（2020）年 3 月には東京都指定文化財に指定され、解体復元工事に向けて実施設計を行う。また、旧本田家住宅に残されていた貴重な資料等を適切に保存する。
- 市指定文化財である旧国立駅舎が再築され令和 2（2020）年 4 月に開業した。再築後の旧国立駅舎の一部を活用して、その歴史を伝え、文化財に親しむことができる展示等を行う。
- 国立市文化芸術条例に基づき、令和元（2019）年 5 月に国立市文化芸術推進基本計画を策定した。今後、文化芸術施策を推進するため、同計画に基づいた事業を

展開する。

- アートビエンナーレは、野外彫刻展を中心に市民が身近に芸術を感じることができ
るイベントとして、くにたち文化・スポーツ振興財団がこれまでに2回開催し
てきた。これらの成果を踏まえ、市内外の様々な組織・個人などが連携、協働し
て文化・芸術が香るまちとしての魅力を向上させるためのポストビエンナーレに
向けた支援を行う。

<基本施策8 スポーツの振興>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3（2021）年に延期された東京2020
オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、気運醸成の取組をより一
層充実させる。
- 身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体
操の普及に取り組むほか、市民の意見を伺いながら公園への健康遊具の設置を進
める。
- 地域スポーツクラブを設置し、スポーツの振興を図る。

<基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化>

- 保健師及び栄養士が、身近な地域で幅広い世代を対象に健康づくりを推進する。
- 高齢者の医療、健診、介護情報等を分析し、保健事業と介護予防事業の連携に取り
組む。
- 胃がん検診の一つとして胃内視鏡検査の導入に向けて関係機関と連携し取り組
む。
- 市民や医師会をはじめとする関係機関と連携し健康づくりを推進する。
- 平成30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づいて施策を展開する。
- 食育基本法に基づく食育推進基本計画を包含する、（仮称）国立市食のまちづく
り推進基本計画の策定を目指す。

<基本施策10 高齢期の充実した生活への支援>

- 住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一
体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要がある。医療
と介護の連携はもちろんのこと、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの
取組を進める。
- 平成30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づいて施策を展開する。
- 令和2（2020）年度内に次期計画となる第8期介護保険事業計画、第6次高齢者
保健福祉計画を作成し、それらに沿って各事業に取り組む。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

- 個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。
- 生活困窮者の自立支援の充実を図る。
- 地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会にCSWを3名配置している。また、国立市社会福祉協議会では平成29（2018）年度にひきこもり家族会を立ち上げるなどひきこもりへの支援を行っている。引き続きCSWを配置するとともに、生活困窮者支援と連携し、子どもの貧困対策及びひきこもり対策を行う。
- 国立市第二次地域福祉計画に掲げた施策の中間評価を行うとともに、（仮称）国立市第三次地域福祉計画の策定に取り組む。
- 住宅確保要配慮者の居住支援に関し、不動産事業者等との連絡会を活用しつつ、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進める。
- 成年後見制度の利用促進については当事者の意向に沿った具体的な利用促進策を検討するとともに、令和3（2021）年度には成年後見制度利用促進条例の制定を目指す。
- 自殺対策、再犯防止計画については、調査・研究を行っており、自殺対策計画については令和元（2019）年度に計画素案をとりまとめた。さらに検討を進め、計画案をとりまとめ、計画策定に向けて取組を進める。

<基本施策 17 環境の保全>

- 国立市役所地球温暖化対策実行計画及び国立市地球温暖化防止対策アクションプランに基づき、CO₂削減に向けた対策を進める。
- 再生可能エネルギー100%使用電力の導入を推進し、自ら率先的な取組を行う。
- 森林環境譲与税を活用し、友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットの取組について検討、協議を行う。
- 環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等努める。
- デザイン灯や大型の道路照明を省電力型のものに交換することで、電力消費を削減する。

<基本施策 20 交通環境の整備>

- 令和元（2019）年度に策定した交通安全計画に基づき計画的に交通安全対策を推進する。
- 自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、令和元（2019）年度に策定した自転車安全利用促進計画に基づき、自転車活用事業の推進及び自転車通行環境の改善を進める。

- コミュニティバス及びコミュニティワゴンの利便性向上を検討する。
- 高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援の拡充を図る。
- 一橋大学と連携し福祉的交通の需要調査（パネル調査）・分析を引き続き実施する。

<基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進>

- 宅地化や都市計画事業が進捗した地域において、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針をもとに住民の合意形成を図り、協議が整った地区から、用途地域等の見直しを行っていく。
- 現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させていくため、令和元（2019）年度に改訂した国立市景観づくり基本計画に基づき、景観ガイドラインの策定に向けた検討を行うとともに、大学通り沿道地区（商業・業務地区）の重点地区指定に向けた取組を進める。
- 令和元（2019）年度に空家等対策審議会を発足させ、令和 2（2020）年度内に特定空家等の認定基準を制定し、空家等対策計画の策定に向けた検討を含め引き続き空き家の適正管理と活用を推進する。

<基本施策 24 農業振興と農地保全の推進>

- 平成 29（2017）年 3 月策定の第 3 次農業振興計画にて決定した優先テーマに順次取り組んでいく。また、計画期間の中間年にあたるため、適宜、必要な見直しを行う。
- 市民へのくにたち産野菜の PR を通して販売促進を図る。

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

＜基本施策 2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現＞

- 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に関し、市民、教育関係者、企業に対して理解促進を図る。
- LGBT 施策について、令和 2（2020）年度中にパートナーシップ制度を創設し、その運用を含め引き続き施策の充実を図る。
- 「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」において、市民のニーズを捉えた相談事業及び啓発事業を実施する。
- DV 被害者支援施策について、被害者の個人情報管理体制、加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有及び支援の強化を徹底する。
- 夜間及び休日の電話相談を実施し、行政につながりにくい女性の相談を受け止めるとともに、女性パーソナルサポート事業により、困難な状況におかれた女性に対して生活支援及び地域での定着支援を実施する。なお、同事業は国や都の動向を見ながら検証を行う。

＜基本施策 7 生涯学習の環境づくり＞

- 令和元（2019）年 5 月に策定した生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。
- 公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上を図る。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施する。
- 第三次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行う。

＜基本施策 11 しょうがいしゃの支援＞

- 国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画を推進し、進行管理を行う。
- 市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。
- しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- 北三丁目都有地に民間事業者が整備する児童発達支援センターを中心に、庁内で連携を図り発達障害児支援を充実させる。

＜基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備＞

- 安心・安全カメラの設置費用に対する補助を継続する。
- 高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、立川警察署や国立市防犯協会等

の関係機関と連携を強化するとともに、効果的な対策を推進する。

- 市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるようにするため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることができるまちを目指す。

<基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進>

- 地域コミュニティの活性化、多文化共生社会の実現に向けた取組の更なる充実を目指す。
- 自治会への加入を促進し、社会的孤立の防止を図る。
- 市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、協働の取組を推進するとともに、地域課題解決の担い手としてのソーシャルビジネス支援の検討を行う。

<基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり>

- 「里人会議」の開催、里山フェスタの実施等を通じて、同じ城山をフィールドとして各種事業を展開する団体等の相互の交流を深める。
- 「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。
- 「大学通り全体計画検討会」において策定予定の全体計画について周知を図る。
また、令和元（2019）年度に策定した桜の維持管理方針に基づき、維持管理に努めるとともに市民への周知を図る。
- 令和元（2019）年度に定めた崖線の維持管理方針に基づき、適正な維持管理を進める。また、城山公園拡張の手続きを進めるなど「農の営みが残る原風景」の保全に努める。
- 老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図る。
- 雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養域調査の結果を活用しながら地下水のかん養に取り組む。
- 施設の老朽化が進む公園の長寿命化計画を策定し、施設更新を進める。

<基本施策 18 ごみの減量と適正処理>

- EPRを柱とした5Rを推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会に近づける。
- 事業系廃棄物手数料の改定を令和2（2020）年4月に実施したが、引き続き排出事業者への分別指導を行い、適正排出及び再資源化を促進する。
- 販売店回収を行っている店舗の紹介やインセンティブが受けられる制度を実施

し、消費者による販売店返却の周知に力を入れる。

- 「循環型社会形成推進基本計画」について、第1期計画期間の施策を検証し、第2期目標の内容を定める。

＜基本施策 19 道路の整備と適正管理＞

- 国立駅周辺の道路等については、引き続き関係機関と協議を行い、順次調査・設計・工事を行う。
- 都市計画道路3・4・8号線の整備について、事業認可の取得に向け関係機関と協議を進める。
- さくら通りの2車線化事業を引き続き進める。
- 道路等長期修繕計画に基づき、計画的に整備を行う。

＜基本施策 23 下水道の整備・維持・更新＞

- 公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、第1期分の改築工事を実施する。
- 平成30（2018）年度に策定した南部中継ポンプ場ストックマネジメント計画に基づき、施設の改築、修繕及び維持管理を行う。
- 分流区域における雨水管整備について、令和2（2020）年度は道路拡幅に併せた進捗を図り、引き続き整備方針に基づいて順次取組を進める。
- 令和2（2020）年4月1日から下水道事業は地方公営企業会計に移行した。これに伴い、安定的な下水道事業の継続を図るため、中長期的な経営の基本計画である「国立市下水道事業経営戦略」を令和2（2020）年度内に策定予定であり、同戦略に基づく事業運営を行う。

(4) 市政の推進を支える施策

＜基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営＞

- 令和 2（2020）年 5 月に策定した第 5 期基本構想第 2 次基本計画に基づいた行政運営を行う。
- 令和 2（2020）年度に策定した国立市行財政改革プラン 2027 に基づき AI・RPA 等の活用や総合窓口化の検討を中心に各取組を推進する。
- 平成 30（2018）年 2 月に決定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、適正な定員管理及び時間外勤務の削減を進める。
- 改定を予定している人材育成基本方針に基づき、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行う。
- 庁内の情報システムについては、現行システムの改善・向上を図ると共に運用面を含めた見直しを推進する。また、情報化推進計画の策定を通じて全庁的な ICT 活用の方向性を整理し、業務改善に取り組んでいく。
- 北秋田市、イタリア共和国ルッカ市との都市間交流については、今後、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識、文化・芸術振興及び産業振興等に資するため、具体的な交流事業を検討・実施する。
- 広聴機能として、市民の声を市政につなげるための仕組みづくりを行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつも持続可能な行政運営を行うため、必要な設備配置や職員の勤務体系、内部制度の構築を実施し、危機対応力を向上させるとともに行政機能を維持する。

＜基本施策 27 情報の積極的な発信と共有・保護＞

- ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。
- ツイッター、LINE 等 SNS のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する。
- 新たな情報発信手段の調査研究を行う。
- 国立新書シリーズの作成及び配布、販売を通じ、市の取組をシティプロモーションの観点から効果的に PR し、市全体のイメージ向上とシビックプライドの醸成を図る。
- 各課で保有している行政データをオープンデータとして整理し、広く公開していく。

＜基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた予算編成を行うとともに、さらなる財政健全化の取組を検討する。
- 平成 30（2018）年 2 月に決定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。
- 国保財政健全化計画書に基づき計画的に赤字解消を実行する。
- 新地方公会計制度に則った財務諸表のさらなる活用を行う。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した適正な市税等徴収業務を行うとともに、市債権についても「地方自治法」「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。
- 電子申告及び地方税共通納税のさらなる推進を行う。

＜基本施策 29 公共施設マネジメントの推進＞

- 個別施設計画として策定済である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」、「道路等長期修繕計画」及び「学校施設整備基本方針」並びに令和 2（2020）年度に策定する予定である「（仮称）公共施設再編計画」及び「（仮称）公園施設長寿命化計画」については、それらを基にした取組を進める。
- 公共施設やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、事業者提案制度などの公民連携の取組を推進し市の財源増加策や市民サービスの向上へ向けた事業の取組を進める。
- 「富士見台地域重点まちづくり構想」と連携し周辺に立地している公共施設の再編方針等を検討する。また、それに合わせて第五小学校の建設手法や複合機能を選定する。

第 6 令和 3(2021)～令和 6(2024) 年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想及び同構想第 2 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和 3(2021) 年度から令和 6(2024) 年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

- ① 計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。
- ② 毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。
- ③ 経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。
- ④ 本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。
- ⑤ 今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積りの考え方

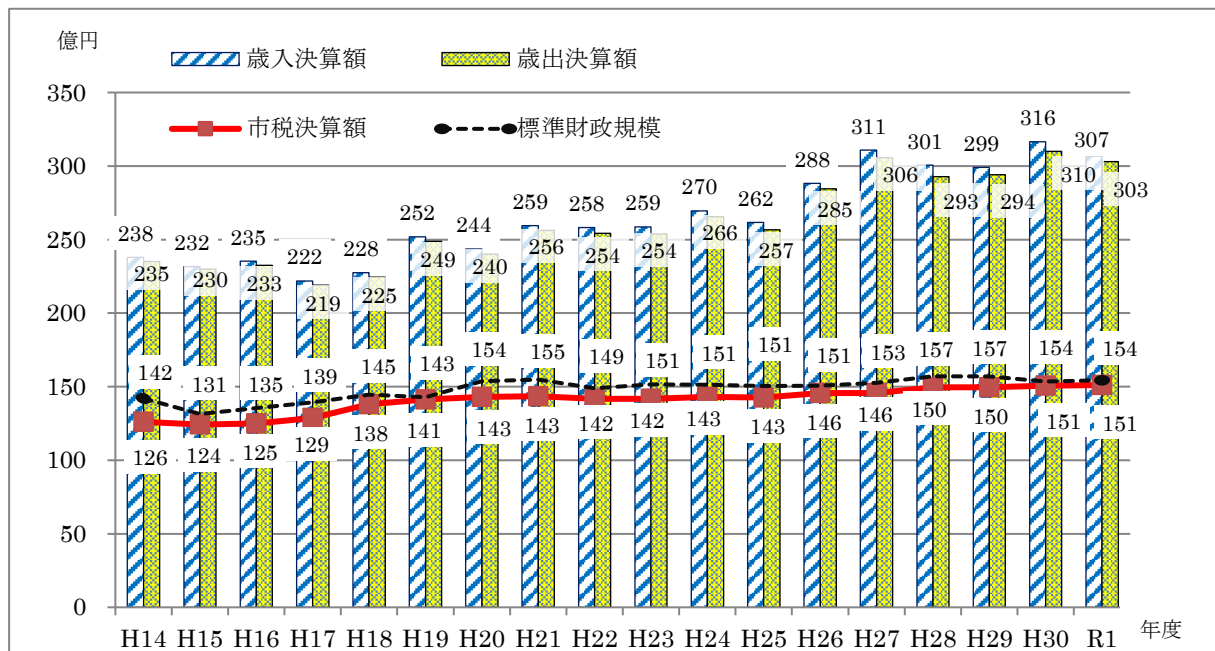
- ① 下記の事業について見積もること。
 - ア. 本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業
 - イ. 本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業の見直しをあわせて行うことのできる事業
 - ウ. 前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業
 - エ. 新型コロナウイルス感染症対策として必要な事業
 - オ. その他、真に必要な政策性のある事業
- ② 計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャルインクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。
- ③ 事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、

中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

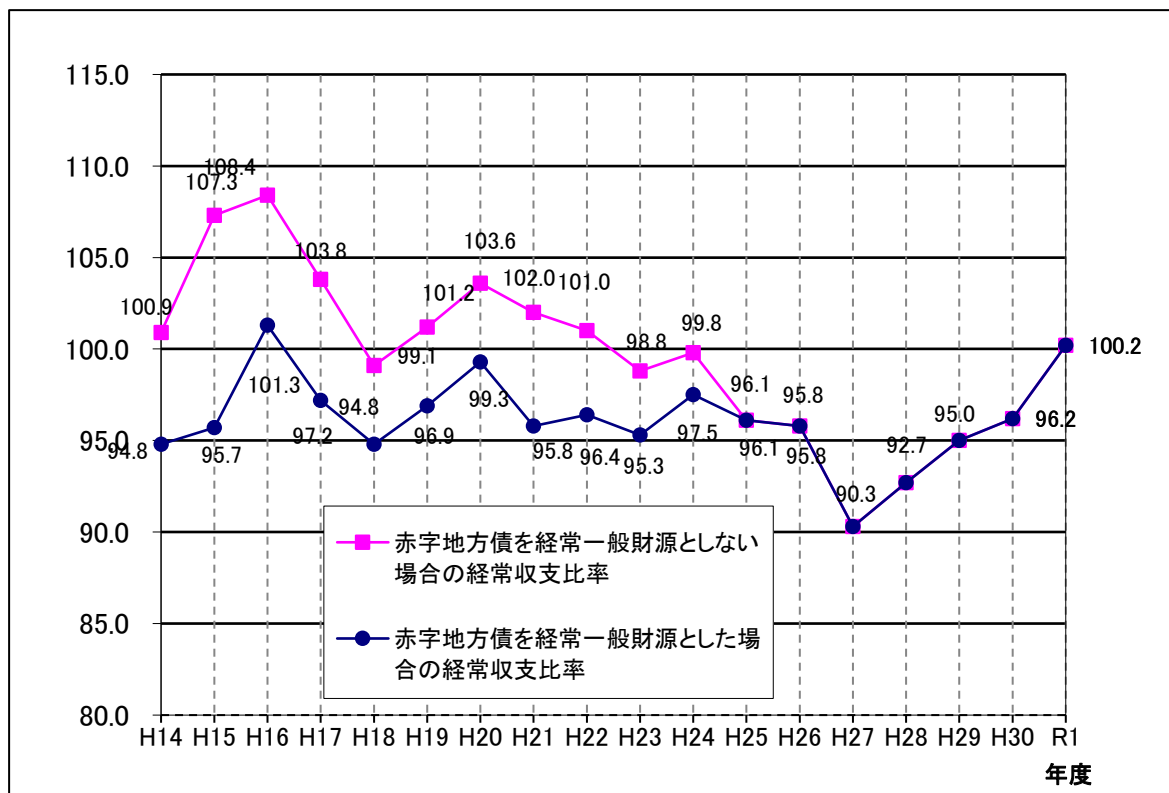
- ④ 財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、相当の税収等の落ち込みが想定されるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。
- ⑤ 計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。
- ⑥ 人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。
- ⑦ 行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、国立市行財政改革プラン 2027 に示す取組みを積極的に推進すること。
- ⑧ 上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。
 - ア. 行政、市民、NPO 等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。
 - イ. 受益と負担の均衡に配慮すること。
 - ウ. 市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

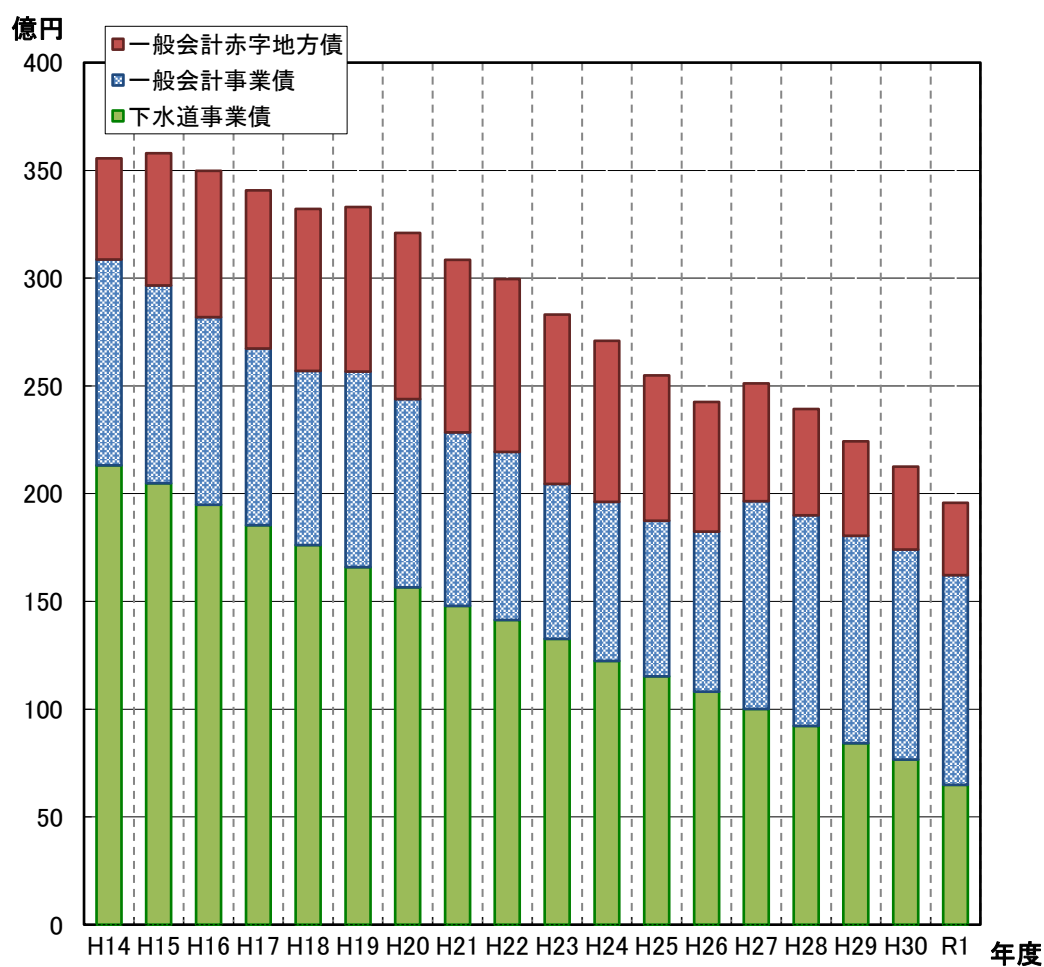
【図1 決算額の推移（一般会計）】



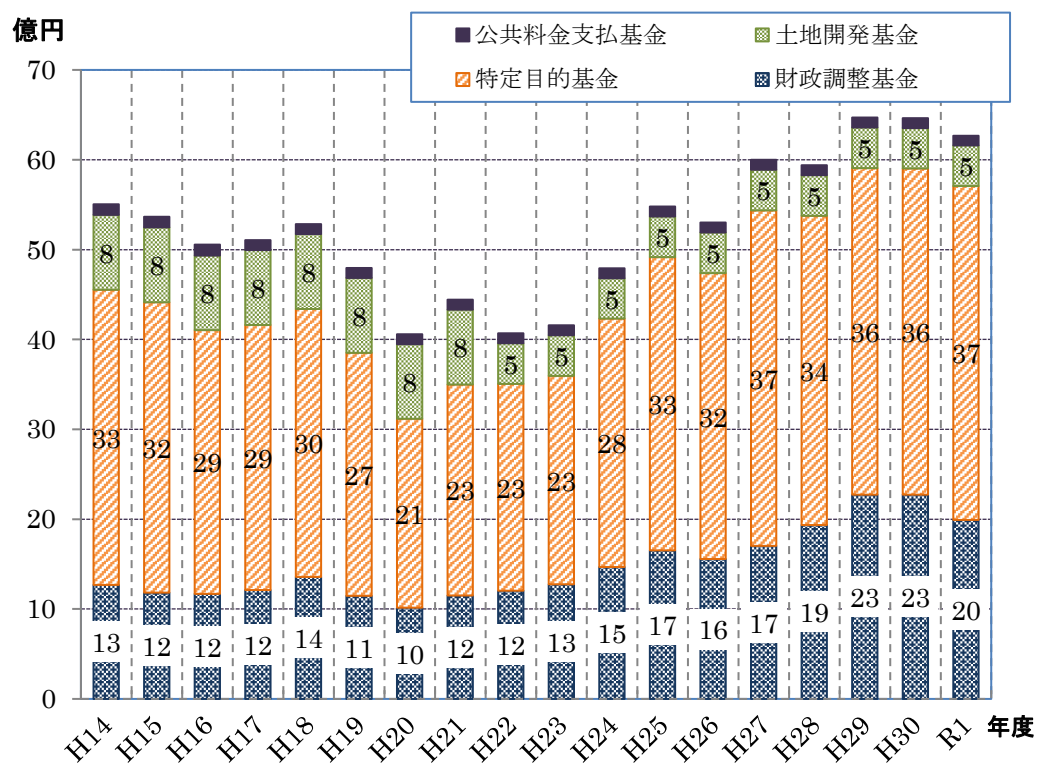
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
令和２年４月	【事務事業評価】 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和２年５月２９日 ～６月２５日	【施策評価】 ○基本計画に定められている全３２施策について施策ごとに令和元年度の評価及び今後の方向性について、施策統括課長が施策マネジメントシートを作成することにより施策評価を実施した。
令和２年８月３日	【施策優先度評価会議】 ○施策評価の結果を受け、各施策の方向性及び令和３年度の重点施策について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
令和２年８月２５日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
令和２年８月２７日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。